



師走です。最近の YouTube は、海外で作成されたものに日本語を含む字幕を自動作成する機能付きのものがあります。

英語などが苦手な人にとっては、海外の情報を直接知るのは難しかったのですが、この機能を使うことで全世界の情報を入手することができます。ぜひ活用してみてください。

光廣 昌史



今月のトピックス

- ◇「インボイス制度に係る
売手負担の振込手数料の処理」
- ◇「消費税 課税事業者・免税事業者
どっちが得？」
- ◇お知らせ
「年末年始に伴う休業のお知らせ」
- ◇あともがき
「初ハーフマラソン！」



インボイス制度に係る

売手負担の振込手数料の処理

1. 売上値引きとする場合も適格返還請求書の交付が必要

(1) 支払手数料として課税仕入れに計上するケースが一般的

売手負担の場合、振込手数料を差し引いた金額が売手の口座に振り込まれます。

この場合、売手は売掛金の額と実際に振り込まれた金額の差額を支払手数料として処理し、課税仕入れに計上しているケースが多いようです。

現行の区分記載請求書等保存方式では、税込み3万円未満の取引については、請求書等の保存がなくても帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められています。1回当たりの振込手数料は数百円程度ということが多いため、振込手数料を負担するのは買手なのか売手なのかという問題はさておき、振込サービスに係る請求書等がなくても仕入税額控除ができるという点で問題は生じていません。

(2) インボイス制度では3万円未満の取引でも、原則、適格請求書等の保存が必要

一方、インボイス制度においては3万円未満の取引について、現行のように「帳簿のみ保存」による仕入税額控除（消令49①一）は原則として認められません。また、請求書等の交付を受けなかったことにやむを得ない理由がある場合の「帳簿のみ保存」の特例（同49①二）も廃止されるため、振込サービスに係る適格請求書等の保存が必要となります。

ここで、課税仕入れの相手方は誰なのかという疑問も生じるころですが、課税仕入れの相手方が振込サービスを提供している金融機関とすれば、買手は売手が負担すべき振込手数料を立替えたにすぎず、代金決済と同時に立替金が精算されたと整理することもできます。

この場合、売手は、買手が金融機関から受領した振込サービスに係る適格請求書と立替金精算書（金融機関の名称、登録番号、振込手数料の金額等が記載されたもの）の交付を受け、これを保存していれば仕入税額控除を受けることができます。

(次頁へつづく)

2. 売手負担の振込手数料相当額の返還インボイスの記載例

(1) 〈売手作成編〉月単位等でまとめて交付も可

事業者間取引の商慣習として販売代金等の振込手数料を売手側が負担するケースがあります。令和5年10月1日以降、売手が振込手数料を負担し、請求金額と振込金額の差額を売上値引きとして処理した場合には、売手から買手に対して適格返還請求書（以下、返還インボイス）を交付することが必要となります。

売手負担の振込手数料相当額を「売上値引き」と処理した場合における返還インボイスの記載事項等について確認します。

① 振込手数料相当額の値引きは返還インボイス交付義務の対象

インボイス制度では、適格請求書発行事業者が取引先（課税事業者）に対して返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、以下の事項を記載した返還インボイスの交付義務が課されます（新消法57の4③）。

販売代金等の振込手数料相当額を売手が負担し「売上値引き」として処理する場合も、消費税法上における売上げに係る対価の返還等に該当します。そのため、原則として売手が買手に対して返還インボイスを交付しなければなりません。

◆返還インボイスの記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及び その売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

② 【参考】月単位で返還インボイスを交付する場合の記載例

例：（株）△△（売手）は××年11月1日～11月30日の取引に係る振込手数料を負担し「値引き」として処理した。同社は月単位でまとめた返還インボイスを作成し、取引先（（株）〇〇）に交付。

請求書（値引分）		××年12月10日	
（株）〇〇御中			
既請求金額について、下記のとおり値引きいたします。			
値引額	11,000円		
品名	単価	数量	金額
値引き（振込手数料相当額（消費税10%））	▲550	20	▲11,000
値引額合計			▲11,000
備考			
請求書No.001～020（××年11月1日～11月30日請求分）に係る振込手数料相当額			
			（株）△△ 登録番号 T1234...

【記載事項②】
売上対価の返還の基となった
課税資産の譲渡等を行った年月日



【記載事項③】
売上対価の返還の基となった課税資産
の譲渡等に係る資産又は役務の内容



(2) 〈買手作成編〉仕入明細書兼返還インボイスで対応も可

販売代金等の振込手数料を売手が負担し、振込手数料相当額を「売上値引き」と処理している場合、インボイス制度導入後は、売手は買手に対して適格返還請求書（以下、返還インボイス）を交付する義務が生じます。この返還インボイスについて、買手が作成した支払明細書等に返還インボイスとして必要な一定の事項が記載されていれば、上記の交付義務が満たされます。

① 1枚の交付で対応が可能

令和5年10月1日からのインボイス制度では、売上値引きなど売上対価の返還を行った場合、売手に「返還インボイス」の交付義務が課されます（新消法57の4③）。そのため、取引先（買手）から振込手数料を差し引いた金額が口座に振り込まれ、売手が振込手数料相当額を売上値引きとして処理した場合は、原則として、売手が買手に対し「（振込手数料に係る）返還インボイス」を交付しなければなりません。

ただ、事前に売手が振込手数料を負担することを双方で合意しているような場合、買手が作成する支払通知書等に、返還インボイスとして必要な事項を記載することで、“1枚の書類”で対応が完結します。買手が仕入税額控除のために作成・保存している支払通知書等に、値引きに関する返還インボイスとして必要な一定の事項が記載されていれば、当事者間で、売手の売上げに係る対価の返還等の内容について確認されているためです。この場合、売手は改めて返還インボイスを交付する必要はありません（国税庁インボイスQ&A問71）。

② 対価の返還等の年月日は振込日で可

買手が作成する「支払通知書 兼 返還インボイス（【参考】参照）」で対応する場合、返還インボイスの記載事項のうち「売上げに係る対価の返還等を行う年月日」は「販売代金の振込日」を記載します。また、「売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」は「振込手数料相当額（税込）」を記載することになります。

③ 【参考】月単位で支払通知書（兼返還インボイス）を発行・交付する場合の記載例

例：（株）△△（売手）は××年11月1日～11月30日の取引に係る振込手数料を負担（「売上値引き」として処理）。（株）〇〇（買手）は月単位でまとめた「支払通知書兼返還インボイス」を作成し交付。

支払通知書					××年12月10日
（株）△△ 登録番号 T1234...					（株）〇〇
下記のとおり入金いたしました。					
11月分 1,075,500円（税込）					
納品日	伝票	品名	金額	備考	
11月1日	No001	オレンジジュース※	5,400円		
11月2日	No002	ビール	11,000円		
11月3日	No003	リンゴジュース※	2,160円		
⋮	⋮	⋮	⋮		
合計金額			1,092,000円（消費税92,000円）		
消費税（10%）			660,000円（消費税60,000円）		
消費税（8%）			432,000円（消費税32,000円）		
値引き（振込手数料相当額（消費税10%））			▲16,500円		【記載事項】 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
入金額（税込）			1,075,500円		
備考：【振込日】 伝票番号No001～005 XX年11月10日 伝票番号No006～NoXX XX年11月20日 伝票番号NoXXX～NoXXX XX年11月30日					【記載事項】 売上対価の返還を行う年月日

※送付後一定期間内に連絡がない場合、確認があったものといたします。



消費税 課税事業者・免税事業者どっちが得？

1. 課税事業者とは

免除された事業者以外のすべての事業者（個人・法人を問いません）が消費税の課税事業者です。法律の作り方は、漏れがあってはなりませんから、まずすべての事業者を対象に課税すると規定しています。そして次の事業者は納税を免除すると規定しています。

2. 免税事業者（いわゆる非課税事業者）とは

基準期間の課税売上高が1千万円以下の事業者としています。基準期間とは個人で言えば2年前、法人で言えば2期前の1年間です。

課税売上高とは、法律で非課税とされる売上以外の資産の譲渡や役務の提供すべてです。実際は、更に特定期間等細かい規定がありますのでご注意ください。

また、免税事業者でも課税事業者を選択することはできます。

3. インボイス制度が始まると

課税事業者は「適格請求書発行事業者」として登録され、登録番号が付与され、請求書や領収書にこの登録番号を記載し幾ら消費税を預かったかを明確にします。

免税事業者は実質消費税をもらっていないこととなります。



4. お金はどちらが多く残るか？

法人で売上1,000円 仕入500円 消費税10%での比較です。

・課税事業者（適格請求書発行事業者）

売上1,000 + 売上消費税100 - 仕入500 - 仕入消費税50 - 納付消費税50 - 法人税(30%)150 = 350

・免税事業者

消費税をもらわなかった場合

売上1,000 - 仕入500 - 仕入消費税50 - 法人税(30%)135 = 315

消費税をもらった場合

売上1,000 + 売上消費税100 - 仕入500 - 仕入消費税50 - 法人税(30%)165 = 385

免税事業者で消費税をもらった場合、一番お金が残ります。しかし、消費税をもらえないと課税事業者よりお金は残りません。置かれた立場と顧客を考えて慎重な判断が必要です。

参考文献： ■週刊「税務通信」 ■ゆりかご

年末年始に伴う休業のお知らせ



弊社の年末年始に伴う休業日を下記の通りとさせていただきます。

ご了承の程、よろしくお願いいたします。

休業期間：12月29日(木)～1月4日(水)

尚、5日(木)より平常通り業務を行います。

あとがき

虫明です。先日、島根県益田市で行われた萩・石見空港マラソン大会に出場しました。この大会は2回目の出場で、10kmの部にエントリーしたつもりが大会の1週間ほど前に届いたゼッケンを見て、間違えてハーフの部にエントリーしていたことに気づき、いつか走りたと思っていたハーフマラソンにまさかのかたちで出場しました。初めてペースもわからなかったのにゆっくり走って時間以内に完走しようという気持ちで臨みました。10kmの時とはコースが違って途中で海が見えたりしてなんとか走りきることができました。次はしっかり準備してフルマラソンに挑戦したいと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中！

